

令和3年12月10日  
公立大学法人大阪

## 大阪市立大学教員の懲戒処分の公表について

この度、令和3年12月10日に、下記のとおり当事者に対し処分を行いましたので公表します。

### 記

#### 1. 被処分者

大阪市立大学経済学部教授

#### 2. 処分内容

戒告

#### 3. 根拠規程

公立大学法人大阪教職員就業規則第52条第1項第8号に該当する。

#### 4. 処分発令日

令和3年12月10日

#### 5. 処分事由概要

令和2年3月に、大阪市立大学経済学部の教員から本学学生に対して、修学上の機会を侵害するハラスメントに該当する言動があった。

#### 6. 事案の概要

(事実概要)

令和3年3月1日～令和3年8月30日のハラスメント調査委員会による調査により、以下の事実を確認した。

- ・令和2年3月6日、教員は、学生から海外留学のための推薦書作成依頼の打診を受けた。
- ・教員による発言により、学生は、所属学部の他の教員からも推薦書を得ることができなくなったと考え、推薦書の取得をあきらめたほか、精神的に追い詰められ、教員のゼミをやめるとともに休学するに至った。

## 7. 再発防止に向けた対応

このような不祥事を引き起こしたことについて誠に遺憾であり、被害を受けられた方に対しご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

今回の事案を受け、大学として、このことを厳粛に受け止め、ハラスメント研修などを通じて、今後このようなことがおこらないよう、再発防止にあたっていく所存です。

## 8. 添付資料

公立大学法人大阪教職員就業規則第 52 条第 1 項第 8 号

〈本件の問い合わせ先〉

○処分対象事案について

事務局学務部教育推進課

(TEL : 06-6605-2132)

○処分内容について

事務局総務部人事課

(TEL : 06-6605-2021)

(添付資料)

○公立大学法人大阪教職員就業規則 (抄)

(懲戒の事由)

第 52 条 教職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき
- (5) 本法人の名誉又は信用を傷つけたとき
- (6) 素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき
- (7) 重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき
- (8) その他この規則及び本法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は 前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき